

美幌町地域防災計画新旧対照表 【地震防災編】

平成 2 9 年 3 月

新	旧	説 明																				
<p>第1章 総則</p> <p>第1～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務</p> <p>地震防災に関し、防災機関（美幌町、北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等）等が処理すべき事務又は業務等の主なものは次のとおりであるが、防災対策の実施にあたっては、関係機関が相互に連携・協力して行うものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走開発建設部北見河川事務所</td> <td> 1 所轄河川の<u>改修、維持</u>、修繕及び災害復旧に係る工事に関すること。 2 <u>直轄</u>河川の管理に関すること。 3 <u>直轄</u>河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道農政事務所北見<u>地域拠点</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>網走地方気象台</u></td> <td> 1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u> 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> 3 <u>気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な発表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること。</u> 4 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> 5 <u>町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u> 6 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、北海道や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u> 7 <u>北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	機関名	事 務 又 は 業 務	網走開発建設部北見河川事務所	1 所轄河川の <u>改修、維持</u> 、修繕及び災害復旧に係る工事に関すること。 2 <u>直轄</u> 河川の管理に関すること。 3 <u>直轄</u> 河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。	機関名	事 務 又 は 業 務	北海道農政事務所北見 <u>地域拠点</u>	(略)	機関名	事 務 又 は 業 務	<u>網走地方気象台</u>	1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u> 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> 3 <u>気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な発表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること。</u> 4 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> 5 <u>町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u> 6 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、北海道や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u> 7 <u>北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>	<p>第1章 総則</p> <p>第1～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務</p> <p>地震防災に関し、防災機関（美幌町、北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等）等が処理すべき事務又は業務等の主なものは次のとおりであるが、防災対策の実施にあたっては、関係機関が相互に連携・協力して行うものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走開発建設部北見河川事務所</td> <td> 1 所轄河川の<u>改良</u>、修繕及び災害復旧に係る浩二に関すること。 2 <u>所轄</u>河川の<u>維持</u>管理に関すること。 3 <u>所轄</u>河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道農政事務所北見<u>地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	機関名	事 務 又 は 業 務	網走開発建設部北見河川事務所	1 所轄河川の <u>改良</u> 、修繕及び災害復旧に係る浩二に関すること。 2 <u>所轄</u> 河川の <u>維持</u> 管理に関すること。 3 <u>所轄</u> 河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。	機関名	事 務 又 は 業 務	北海道農政事務所北見 <u>地域センター</u>	(略)	<p>業務内容の見直し</p> <p>名称変更</p> <p>網走地方気象台を追加</p>
機関名	事 務 又 は 業 務																					
網走開発建設部北見河川事務所	1 所轄河川の <u>改修、維持</u> 、修繕及び災害復旧に係る工事に関すること。 2 <u>直轄</u> 河川の管理に関すること。 3 <u>直轄</u> 河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。																					
機関名	事 務 又 は 業 務																					
北海道農政事務所北見 <u>地域拠点</u>	(略)																					
機関名	事 務 又 は 業 務																					
<u>網走地方気象台</u>	1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u> 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> 3 <u>気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な発表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること。</u> 4 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> 5 <u>町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u> 6 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、北海道や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u> 7 <u>北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>																					
機関名	事 務 又 は 業 務																					
網走開発建設部北見河川事務所	1 所轄河川の <u>改良</u> 、修繕及び災害復旧に係る浩二に関すること。 2 <u>所轄</u> 河川の <u>維持</u> 管理に関すること。 3 <u>所轄</u> 河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。																					
機関名	事 務 又 は 業 務																					
北海道農政事務所北見 <u>地域センター</u>	(略)																					

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第4節 美幌町の地形、地質及び社会的現況</p> <p>第1 位置及び面積</p> <p>美幌町は、北海道の東部に位置し、北緯 43 度 35 分 44 秒から 43 度 53 分 29 秒、東経 143 度 54 分 57 秒から 144 度 20 分 9 秒の間にあり、東西 33.8 キロメートル、南北 32.9 キロメートルで、面積は 438. <u>41</u> 平方キロメートルである。</p> <p>町の東及び北は大空町、西は北見市、南は津別町、弟子屈町に接し、オホーツク管内の南東部に位置する。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 美幌町の社会的現況</p> <p>地震災害は、地盤、地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特徴をもっている。</p> <p>被害を拡大する社会的災害要因として、年令構成や生活環境の変化、情報化社会の進展、住民の共同意識の変化などがある。</p> <p>1 人口、世帯数等</p> <p>美幌町の人口は、平成 <u>27</u> 年の国勢調査で <u>20,296</u> 人と 5 年前に比べ <u>1,279</u> 人の減少となっており、一方世帯数は <u>8,626</u> 世帯と <u>99</u> 世帯の減少となっている。</p> <p>また、年令構成では、平成 <u>22</u> 年の幼年人口 (15 才未満) 比率 <u>12.6</u>%、老年人口 (65 才以上) 比率 <u>27.6</u>% に対し、平成 <u>27</u> 年 10 月 1 日現在には幼年人口比率が <u>11.7</u>% まで減少し、老年人口比率が <u>32.2</u>% に上昇するなど、少子化・高齢化の傾向が顕著にあらわれている。これら少子化、高齢化の状況から、地域の防災活動に大きな支障をきたすことが懸念される。</p> <p>2 生活環境の変化</p> <p>日常生活においては、電気、水道、電話等は欠かせないものとなっていることから、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、社会的混乱の要因となることが予想される。</p> <p>また、高齢者 (とりわけ独居老人)、障がい者、<u>乳幼児、妊産婦</u>、外国人等いわゆる <u>避難行動要支援者</u> の増加がみられるので、<u>避難行動要支援者</u> に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策を行うなど防災のさまざまな場面において、<u>避難行動要支援者</u> 関連施設の災害に対する安全性の向上を図る必要がある。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第4節 美幌町の地形、地質及び社会的現況</p> <p>第1 位置及び面積</p> <p>美幌町は、北海道の東部に位置し、北緯 43 度 35 分 44 秒から 43 度 53 分 29 秒、東経 143 度 54 分 57 秒から 144 度 20 分 9 秒の間にあり、東西 33.8 キロメートル、南北 32.9 キロメートルで、面積は 438. <u>36</u> 平方キロメートルである。</p> <p>町の東及び北は大空町、西は北見市、南は津別町、弟子屈町に接し、オホーツク管内の南東部に位置する。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 美幌町の社会的現況</p> <p>地震災害は、地盤、地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特徴をもっている。</p> <p>被害を拡大する社会的災害要因として、年令構成や生活環境の変化、情報化社会の進展、住民の共同意識の変化などがある。</p> <p>1 人口、世帯数等</p> <p>美幌町の人口は、平成 <u>22</u> 年の国勢調査で <u>21,575</u> 人と 5 年前に比べ <u>1,244</u> 人の減少となっており、一方世帯数は <u>8,725</u> 世帯と <u>158</u> 世帯の減少となっている。</p> <p>また、年令構成では、平成 <u>17</u> 年の幼年人口 (15 才未満) 比率 <u>13.3</u>%、老年人口 (65 才以上) 比率 <u>24.1</u>% に対し、平成 <u>22</u> 年 10 月 1 日現在には幼年人口比率が <u>12.6</u>% まで減少し、老年人口比率が <u>27.6</u>% に上昇するなど、少子化・高齢化の傾向が顕著にあらわれている。これら少子化、高齢化の状況から、地域の防災活動に大きな支障をきたすことが懸念される。</p> <p>2 生活環境の変化</p> <p>日常生活においては、電気、水道、電話等は欠かせないものとなっていることから、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、社会的混乱の要因となることが予想される。</p> <p>また、高齢者 (とりわけ独居老人)、障害者、外国人等いわゆる災害要援護者の増加がみられるので、<u>災害要援護者</u> に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策を行うなど防災のさまざまな場面において、<u>災害要援護者</u> 関連施設の災害に対する安全性の向上を図る必要がある。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>面積の修正</p> <p>更新 (H27 国勢調査)</p> <p>文言整理</p>

新	旧	説明
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>地震による災害の発生及び拡大を防止するための災害予防対策は、次によるものとする。</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり推進計画</p> <p>町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性の確保と災害の拡大防止、避難、消火、救急等の緊急活動に重要な役割を果たす道路、公園等の整備に努め、地震に強いまちづくりを推進する。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 建築物の安全化</p> <p>1 町、関係機関及び施設管理者は、大型店舗等不特定多数の人が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。</p> <p>2 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。</p> <p>3 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の促進に努める。</p> <p>4 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を図る。</p> <p><u>5 町は、地震発生の避難・救護拠点となる施設をはじめとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「美幌町耐震化促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図る。</u></p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 火災予防計画</p> <p>地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 火災予防の徹底</p> <p>火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。</p> <p>1 一般家庭に対し、<u>地震を感じたら、安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすこと、及び感震ブレーカー設置等の普及啓発に努める。</u></p> <p><u>また、</u>消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>地震による災害の発生及び拡大を防止するための災害予防対策は、次によるものとする。</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり推進計画</p> <p>町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性の確保と災害の拡大防止、避難、消火、救急等の緊急活動に重要な役割を果たす道路、公園等の整備に努め、地震に強いまちづくりを推進する。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 建築物の安全化</p> <p>1 町、関係機関及び施設管理者は、大型店舗等不特定多数の人が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。</p> <p>2 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。</p> <p>3 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の促進に努める。</p> <p>4 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を図る。</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 火災予防計画</p> <p>地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 火災予防の徹底</p> <p>火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。</p> <p>1 一般家庭に対し、<u>予防思想の啓発に努め、</u>消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>追加</p>

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第7節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備</p> <p>町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。</p> <p>第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</p> <p>また、町は応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。</p> <p>2 町は、防災習慣や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「<u>最低3日間、推奨1週間</u>」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・<u>簡易トイレ</u>、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を図る。</p> <p>第2～第3（略）</p>	<p>第7節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備</p> <p>町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。</p> <p>第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</p> <p>また、町は応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。</p> <p>2 町は、防災習慣や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日<u>分</u>の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を図る。</p> <p>第2～第3（略）</p>	<p>道防災計画に準じた修正</p>

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第8節 避難計画</p> <p>地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難施設の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。</p> <p>第1 避難場所の確保及び標識の設置</p> <p>1 町は、地震による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。</p> <p>2 建築物が密集する地域が広範囲にわたり所在する場合は、地震による大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする避難場所を整備するものとする。 なお、整備にあたっては、特に高齢者、障がい者等の<u>避難行動要配慮者</u>の利用に十分配慮する。</p> <p>(1) 避難場所は、火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適切と考える。</p> <p>(2) 避難場所は、がけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に危険物等が設置されていないところとする。</p> <p>3 <u>緊急指定</u>避難場所及び<u>指定</u>避難所等は、「一般防災編 第5章 災害応急対策計画 第6節 避難救出計画」によるものとする。</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第4 町等の避難計画</p> <p>町等は、住民、特に高齢者、障がい者等の<u>避難行動要配慮者</u>が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。 <u>また、避難所の開設及び運営の基準・手段・方法等を明確にした避難所運営マニュアルの整備に努める。</u></p> <p>1～2 （略）</p>	<p>第8節 避難計画</p> <p>地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難施設の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。</p> <p>第1 避難場所の確保及び標識の設置</p> <p>1 町は、地震による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。</p> <p>2 建築物が密集する地域が広範囲にわたり所在する場合は、地震による大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする避難場所を整備するものとする。 なお、整備にあたっては、特に高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>の利用に十分配慮する。</p> <p>(1) 避難場所は、火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適切と考える。</p> <p>(2) 避難場所は、がけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に危険物等が設置されていないところとする。</p> <p>3 <u>一時</u>避難場所及び避難所は、「一般防災編 第5章 災害応急対策計画 第6節 避難救出計画」によるものとする。</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第4 町等の避難計画</p> <p>町等は、住民、特に高齢者、障がい者の<u>災害時要援護者</u>が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。</p> <p>1～2 （略）</p>	<p>文言整理</p> <p>道防災計画に準じた修正</p> <p>文言整理</p> <p>追加</p>

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第12節 町民の心構え</p> <p>平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>災害発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>第1 家庭における措置</p> <p>1 平常時の心得</p> <p>(1) 地域の避難場所、避難経路及び家族との連絡方法を確認する。</p> <p>(2) がけ崩れに注意する。</p> <p>(3) 建物の補強、家具の固定をする。</p> <p>(4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。</p> <p>(5) 飲料水や消火器の用意をする。</p> <p>(6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。</p> <p>(7) 地域の防災訓練に進んで参加する。</p> <p>(8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>第12節 町民の心構え</p> <p>平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>災害発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>第1 家庭における措置</p> <p>1 平常時の心得</p> <p>(1) 地域の避難場所、避難経路及び家族との連絡方法を確認する。</p> <p>(2) がけ崩れに注意する。</p> <p>(3) 建物の補強、家具の固定をする。</p> <p>(4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。</p> <p>(5) 飲料水や消火器の用意をする。</p> <p>(6) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。</p> <p>(7) 地域の防災訓練に進んで参加する。</p> <p>(8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>道防災計画に準じた修正</p>

新	旧	説 明																												
<p>第13節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進する。</p> <p>第1 地域住民による自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い初期消火活動や救出救護活動の実施、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握</p> <p>災害時における避難誘導・救出救護活動を迅速的確に行うため、高齢者（とりわけ独居老人）障がい者等の避難行動要支援者の実態把握に努める。</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として通例次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者に対する訓練については、地域において十分検討を加え、体制を確立して実施する。</p> <p style="text-align: center;">以下 (略)</p> <p>※自主防災組織の活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の活動</th> <th style="width: 50%;">非常・災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災知識の普及</td> <td>情報の収集伝達</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施 (情報収集・伝達、消火、避難、救出等)</td> <td>出火防止及び初期消火</td> </tr> <tr> <td>防災点検の実施</td> <td>救出援護活動</td> </tr> <tr> <td>防災用資機材等の整備点検</td> <td>避難誘導</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の把握</td> <td>給食・救援物資の配布</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難所の運営管理</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	非常・災害時の活動	防災知識の普及	情報の収集伝達	防災訓練の実施 (情報収集・伝達、消火、避難、救出等)	出火防止及び初期消火	防災点検の実施	救出援護活動	防災用資機材等の整備点検	避難誘導	避難行動要支援者 の把握	給食・救援物資の配布		避難所の運営管理	<p>第13節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進する。</p> <p>第1 地域住民による自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い初期消火活動や救出救護活動の実施、高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。</p> <p>(2) 災害時要援護者の把握</p> <p>災害時における避難誘導・救出救護活動を迅速的確に行うため、高齢者（とりわけ独居老人）障がい者等の災害時要援護者の実態把握に努める。</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として通例次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。</p> <p>特に、災害時要援護者に対する訓練については、地域において十分検討を加え、体制を確立して実施する。</p> <p style="text-align: center;">以下 (略)</p> <p>※自主防災組織の活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の活動</th> <th style="width: 50%;">非常・災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災知識の普及</td> <td>情報の収集伝達</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施 (情報収集・伝達、消火、避難、救出等)</td> <td>出火防止及び初期消火</td> </tr> <tr> <td>防災点検の実施</td> <td>救出援護活動</td> </tr> <tr> <td>防災用資機材等の整備点検</td> <td>避難誘導</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者の把握</td> <td>給食・救援物資の配布</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難所の運営管理</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	非常・災害時の活動	防災知識の普及	情報の収集伝達	防災訓練の実施 (情報収集・伝達、消火、避難、救出等)	出火防止及び初期消火	防災点検の実施	救出援護活動	防災用資機材等の整備点検	避難誘導	災害時要援護者 の把握	給食・救援物資の配布		避難所の運営管理	<p>文言整理</p>
平常時の活動	非常・災害時の活動																													
防災知識の普及	情報の収集伝達																													
防災訓練の実施 (情報収集・伝達、消火、避難、救出等)	出火防止及び初期消火																													
防災点検の実施	救出援護活動																													
防災用資機材等の整備点検	避難誘導																													
避難行動要支援者 の把握	給食・救援物資の配布																													
	避難所の運営管理																													
平常時の活動	非常・災害時の活動																													
防災知識の普及	情報の収集伝達																													
防災訓練の実施 (情報収集・伝達、消火、避難、救出等)	出火防止及び初期消火																													
防災点検の実施	救出援護活動																													
防災用資機材等の整備点検	避難誘導																													
災害時要援護者 の把握	給食・救援物資の配布																													
	避難所の運営管理																													

新	旧	説 明				
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>第1 災害対策本部の設置等</p> <p>1 設 置</p> <p>町長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、基本法第 23 条の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災 害 対 策 本 部 設 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 2 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>災害対策本部は、本庁舎に設置することを原則とするが、本庁舎が地震により被害を受ける等の理由により使用できないときは、速やかに他の施設を決定し設置する。</p> <p><u>他の施設：美幌町保健福祉総合センター、美幌町民会館 等</u></p> <p>2～3 (略)</p>	災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	1 町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 2 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>第1 災害対策本部の設置等</p> <p>1 設 置</p> <p>町長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、基本法第 23 条の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災 害 対 策 本 部 設 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 2 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>災害対策本部は、本庁舎に設置することを原則とするが、本庁舎が地震により被害を受ける等の理由により使用できないときは、速やかに他の施設を決定し設置する。</p> <p>2～3 (略)</p>	災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	1 町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 2 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	<p>代替施設を追加</p>
災 害 対 策 本 部 設 置 基 準						
1 町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 2 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。						
災 害 対 策 本 部 設 置 基 準						
1 町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 2 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。						

新	旧	説明
<p>第2 災害対策本部の組織</p> <p>第3 対策本部運営 1～2 (略) 3 本部の庶務 本部の庶務は、美幌町役場総務部総務グループ(防災担当)において処理する。 4 (略) 第4 (略)。 第5 (略) 第6 (略)</p>	<p>第2 災害対策本部の組織</p> <p>第3 対策本部運営 1～2 (略) 3 本部の庶務 本部の庶務は、美幌町役場総務部総務グループ(庶務担当)において処理する。 4 (略) 第4 (略)。 第5 (略) 第6 (略)</p>	<p>組織改編</p> <p>修正</p>

新	旧	説 明
<p>第3節 職員の配備体制</p> <p>本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な配備体制を取るものとする。ただし、本部が設置されていない場合であっても必要と認めるときは、非常配備の基準により、配備体制をとるものとする。</p> <p>第1 (略) 第2 動員の方法</p> <p>1 (略) 2 震災第1～第3非常配備体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">震 災 第 1 非 常 配 備</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">震 災 第 2 非 常 配 備</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">震 災 第 3 非 常 配 備</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">全 本 部 職 員</p>	<p>第3節 職員の配備体制</p> <p>本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な配備体制を取るものとする。ただし、本部が設置されていない場合であっても必要と認めるときは、非常配備の基準により、配備体制をとるものとする。</p> <p>第1 (略) 第2 動員の方法</p> <p>1 (略) 2 震災第1～第3非常配備体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">震 災 第 1 非 常 配 備</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">震 災 第 2 非 常 配 備</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">震 災 第 3 非 常 配 備</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">全 本 部 職 員</p>	<p>副本部長に教育長を追加</p>
第3～第4 (略)	第3～第4 (略)	

新	旧	説 明																																				
<p>第5節 地震情報の伝達計画</p> <p>地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>第1 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）</u>に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、<u>テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らされる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p> <p>第2 地震に関する情報の種類と内容</p> <p>1 地震に関する情報。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（<u>大津波警報（特別警報）</u>）、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・<u>大津波警報（特別警報）</u>、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	(略)	(略)	震源に関する情報	・震度3以上（ <u>大津波警報（特別警報）</u> ）、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>大津波警報（特別警報）</u> 、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	(略)	(略)	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	<p>第5節 地震情報の伝達計画</p> <p>地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>第1 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予測される地域</u>に対し、緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。<u>網走気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u></p> <p>（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らされる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p> <p>第2 地震に関する情報の種類と内容</p> <p>1 地震に関する情報。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	(略)	(略)	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	(略)	(略)	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	<p>気象台意見による修正</p>
地震情報の種類	発表基準	内 容																																				
震度速報	(略)	(略)																																				
震源に関する情報	・震度3以上（ <u>大津波警報（特別警報）</u> ）、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																																				
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>大津波警報（特別警報）</u> 、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																				
各地の震度に関する情報	(略)	(略)																																				
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																				
地震情報の種類	発表基準	内 容																																				
震度速報	(略)	(略)																																				
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																																				
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																				
各地の震度に関する情報	(略)	(略)																																				
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																				

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説 明																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">地震情報の種類</th> <th style="width: 25%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地震解説資料 担当区域内の沿岸に対し<u>大津波警報</u>・津波警報・<u>津波</u>注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、<u>大津波警報</u>、津波警報、<u>津波</u>注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>3 管内地震活動図及び週間地震概況 地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために札幌管区<u>気象台</u>・網走地方气象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、札幌管区气象台及び沖縄气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p> <p>4 (略)</p> <p>※ 気象庁震度階級関連解説表（次ページ掲載） 震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用される際は、以下の点に注意する。</p> <p>1 気象庁が発表<u>している</u>震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料はある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">震度階級</th> <th style="width: 30%;">人の体感・行動</th> <th style="width: 20%;">屋内の状況</th> <th style="width: 40%;">屋外の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	推計震度分布図	(略)	(略)	遠地地震に関する情報	(略)	(略)	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	0	(略)	—	—	1	(略)	—	—	2	(略)	(略)	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">地震情報の種類</th> <th style="width: 25%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地震解説資料 担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報、注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>3 管内地震活動図及び週間地震概況 地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために札幌管区・網走地方气象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、札幌管区气象台及び沖縄气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p> <p>4 (略)</p> <p>※ 気象庁震度階級関連解説表（次ページ掲載） 震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用される際は、以下の点に注意する。</p> <p>1 気象庁が発表<u>する</u>震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料はある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">震度階級</th> <th style="width: 30%;">人の体感・行動</th> <th style="width: 20%;">屋内の状況</th> <th style="width: 40%;">屋外の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	推計震度分布図	(略)	(略)	遠地地震に関する情報	(略)	(略)	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	0	(略)	—	—	1	(略)	—	—	2	(略)	(略)	—	<p>気象台意見による修正</p>
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																		
推計震度分布図	(略)	(略)																																																		
遠地地震に関する情報	(略)	(略)																																																		
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況																																																	
0	(略)	—	—																																																	
1	(略)	—	—																																																	
2	(略)	(略)	—																																																	
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																		
推計震度分布図	(略)	(略)																																																		
遠地地震に関する情報	(略)	(略)																																																		
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況																																																	
0	(略)	—	—																																																	
1	(略)	—	—																																																	
2	(略)	(略)	—																																																	

新				旧				説 明
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	
3	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)	気象台意見による修正
4	(略)	(略)	(略)	4	(略)	(略)	(略)	
5弱	(略)	(略)	(略)	5弱	(略)	(略)	(略)	
5強	(略)	(略)	(略)	5強	(略)	(略)	(略)	
6弱	(略)	(略)	(略)	6弱	(略)	(略)	(略)	
6強	立っていることができず、はわな いと動くことができない。揺れに ほんろうされ、動くこともできず、 飛ばされることもある。	固定していない家具のほとん どが移動し、倒れるものが増える。 壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物が多くなる。補強 されていないブロック塀のほとん どが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物が多くなる。補強 されていないブロック塀のほとん どが崩れる。	6強	立っていることができず、はわな いと動くことができない。揺れに ほんろうされ、動くこともできず、 飛ばされることもある。	固定していない家具のほとん どが移動し、倒れるものが増える。 壁のタイルや窓ガラス破損、落下 する建物が多くなる。補強されて いるブロック塀のほとんどが崩 れる。	壁のタイルや窓ガラス破損、落下 する建物が多くなる。補強されて いるブロック塀のほとんどが崩 れる。	
7	(略)	(略)	(略)	7	(略)	(略)	(略)	

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	(略)
5強	—	(略)
6弱	(略)	(略)
6強	<u>壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。</u>	<u>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。</u>
7	(略)	(略)

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

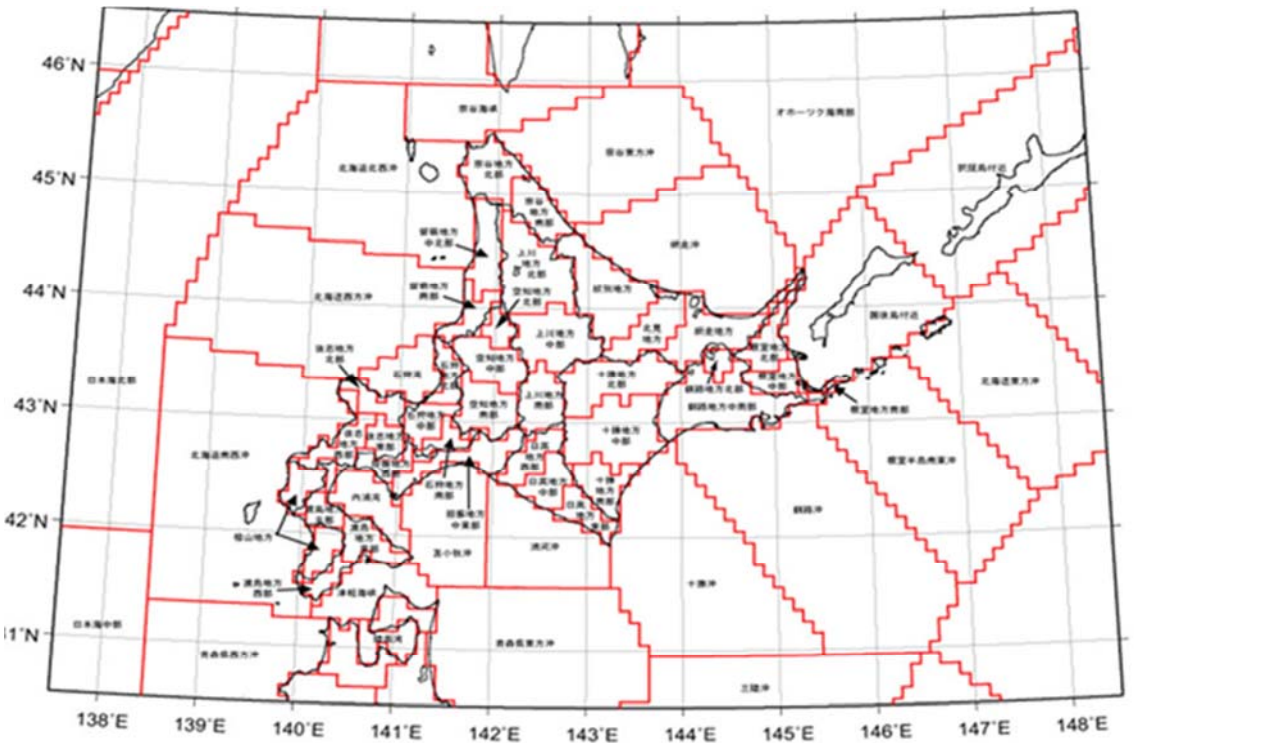
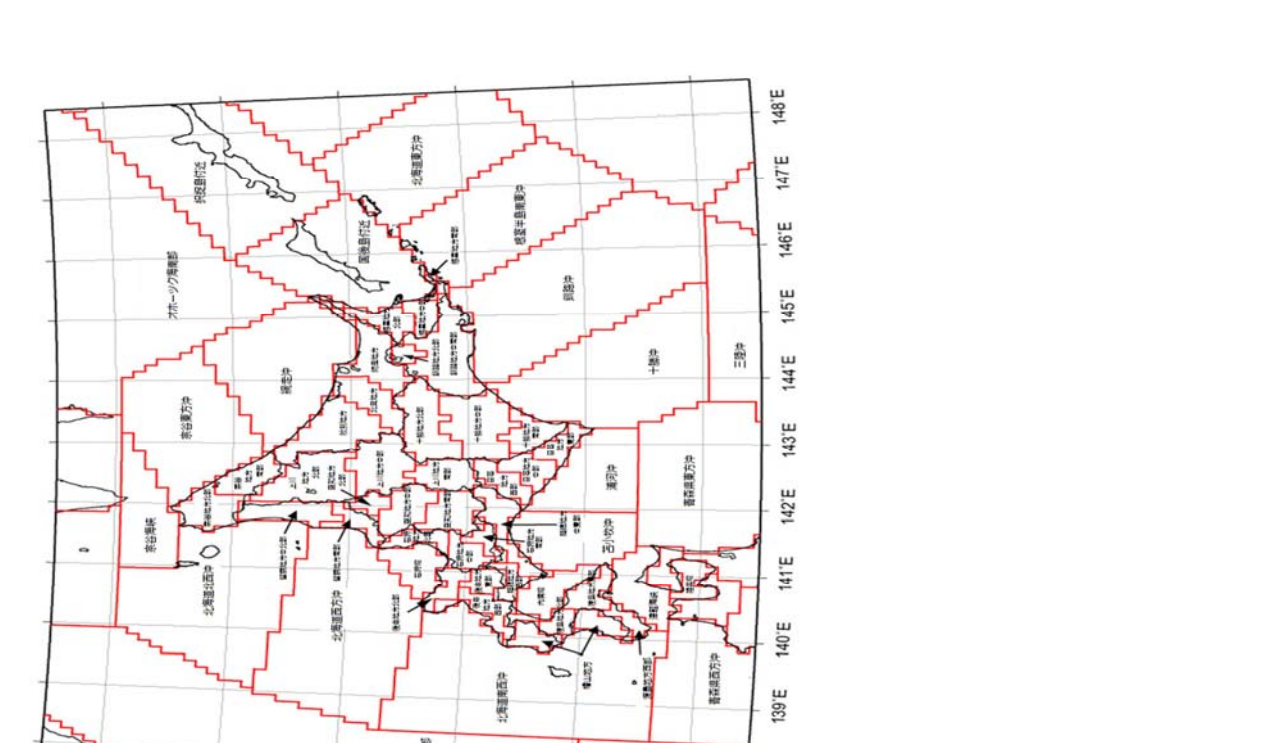
(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

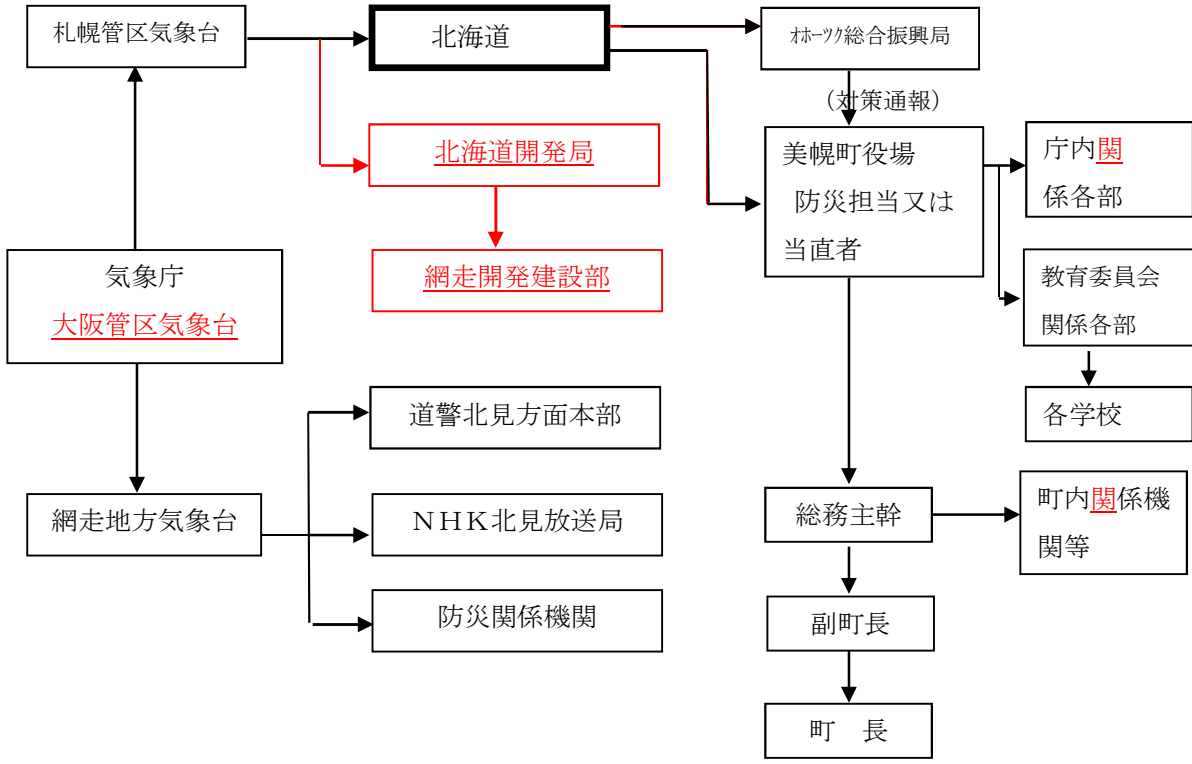
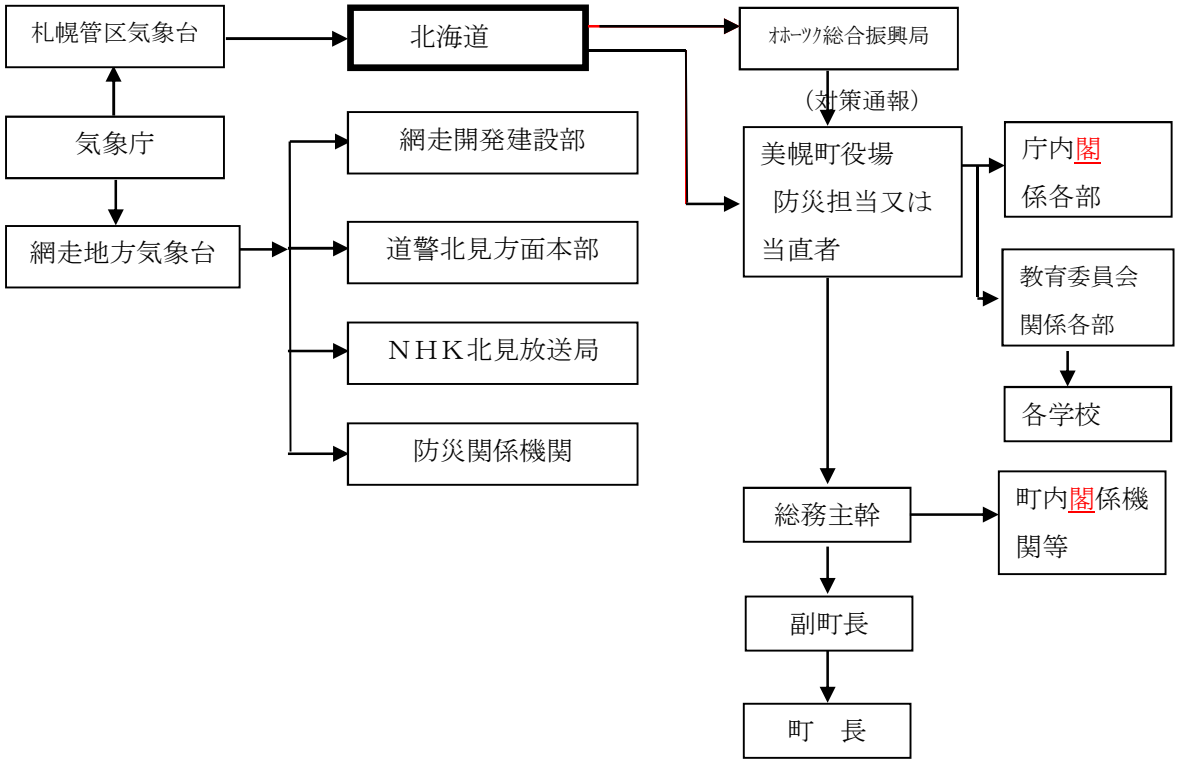
震度による木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	(略)
5強	—	(略)
6弱	(略)	(略)
7	(略)	(略)

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説明																			
<p>(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。</p>		<p>気象台意見による修正</p>																			
<p>鉄筋コンクリート造建物の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">震度階級</th> <th colspan="2">鉄筋コンクリート造建物</th> </tr> <tr> <th>耐震性が高い</th> <th>耐震性が低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5強</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が<u>入ることがある。</u></td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、<u>ひび割れ・亀裂が入ることがある。</u></td> <td>壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、<u>ひび割れ・亀裂が多くなる。</u></td> <td>壁、梁、柱等の部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。</td> </tr> <tr> <td>1階あるいは中間階が変形し、まに傾くものがある。</td> <td>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。</td> </tr> </tbody> </table>			震度階級	鉄筋コンクリート造建物		耐震性が高い	耐震性が低い	5強	—	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が <u>入ることがある。</u>	6弱	壁、梁、柱等の部材に、 <u>ひび割れ・亀裂が入ることがある。</u>	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	6強	壁、梁、柱等の部材に、 <u>ひび割れ・亀裂が多くなる。</u>	壁、梁、柱等の部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。	1階あるいは中間階が変形し、まに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。
震度階級	鉄筋コンクリート造建物																				
	耐震性が高い		耐震性が低い																		
5強	—		壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が <u>入ることがある。</u>																		
6弱	壁、梁、柱等の部材に、 <u>ひび割れ・亀裂が入ることがある。</u>		壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。																		
6強	壁、梁、柱等の部材に、 <u>ひび割れ・亀裂が多くなる。</u>		壁、梁、柱等の部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。																		
7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。		壁、梁、柱等の部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。																		
	1階あるいは中間階が変形し、まに傾くものがある。		1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。																		
<p>(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるもの<u>ではない</u>。<u>既存</u>建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。</p> <p>(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。</p>																					
<p>地盤・斜面等の状況 表 (略)</p>																					
<p>ライフライン・インフラ等への影響</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ガス供給の停止</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>断水、停電の発生</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道の停止、 高速道路の規制等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		ガス供給の停止	(略)	断水、停電の発生	(略)	鉄道の停止、 高速道路の規制等	(略)														
ガス供給の停止	(略)																				
断水、停電の発生	(略)																				
鉄道の停止、 高速道路の規制等	(略)																				
<p>震度による鉄筋コンクリート造建物の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">震度階級</th> <th colspan="2">鉄筋コンクリート造建物</th> </tr> <tr> <th>耐震性が高い</th> <th>耐震性が低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5強</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が<u>多くなる。</u></td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>壁、梁、柱等の部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>壁、梁、柱等の部材にひび割れ・亀裂が多くなる。</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、斜めや×<u>線</u>状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。</td> <td>壁、梁、柱等の部材に、斜めや×<u>線</u>状のひび割れ・亀裂が多くなる。</td> </tr> <tr> <td>1階あるいは中間階が変形し、まに傾くものがある。</td> <td>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。</td> </tr> </tbody> </table>		震度階級	鉄筋コンクリート造建物		耐震性が高い	耐震性が低い	5強	—	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が <u>多くなる。</u>	6弱	壁、梁、柱等の部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	6強	壁、梁、柱等の部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めや× <u>線</u> 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めや× <u>線</u> 状のひび割れ・亀裂が多くなる。	1階あるいは中間階が変形し、まに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。	
震度階級	鉄筋コンクリート造建物																				
	耐震性が高い	耐震性が低い																			
5強	—	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が <u>多くなる。</u>																			
6弱	壁、梁、柱等の部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。																			
6強	壁、梁、柱等の部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めや× <u>線</u> 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。																			
7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めや× <u>線</u> 状のひび割れ・亀裂が多くなる。																			
	1階あるいは中間階が変形し、まに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。																			
<p>(注3) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるもの<u>はない</u>。<u>即在</u>建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。</p> <p>(注4) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。</p>																					
<p>震度による地盤・斜面等の状況 表 (略)</p>																					
<p>震度によるライフライン・インフラ等への影響</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ガス供給の停止</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>断水、停電の発生</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道の停止、 高速道路の規制等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		ガス供給の停止	(略)	断水、停電の発生	(略)	鉄道の停止、 高速道路の規制等	(略)														
ガス供給の停止	(略)																				
断水、停電の発生	(略)																				
鉄道の停止、 高速道路の規制等	(略)																				

新		説明
<p>電話等通信の障害</p>	<p>地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話、インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。</p>	<p>気象台意見による修正</p>
<p>エレベーターの停止</p>	<p>地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。</p>	
<p>※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。</p>		
<p>大規模構造物への影響（略）</p>		
<p>※ 地震情報で用いる震央地名</p>		
		
<p>電話等通信の障害<u>がい</u></p>	<p>地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話、インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。</p>	
<p>エレベーターの停止</p>	<p>地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開は、安全確認等のため、時間がかかることがある。</p>	
<p>※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。</p>		
<p>大規模構造物への影響（略）</p>		
<p>※ 地震情報で用いる震央地名</p>		
		

新	旧	説明
<p>第3 地震情報等の伝達方法</p> <p>1 緊急地震速報の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、(コミュニティFM放送を含む。)携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、<u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u>を全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等に伝達するものとする。 以下 (略) <p>2 地震情報の伝達系統</p> <p>地震情報の伝達は、次の伝達系統によるものとする。</p>  <p>第4 (略)</p>	<p>第3 地震情報等の伝達方法</p> <p>1 緊急地震速報の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、(コミュニティFM放送を含む。)携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、<u>津波警報、等</u>を全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等に伝達するものとする。 以下 (略) <p>2 地震情報の伝達系統</p> <p>地震情報の伝達は、次の伝達系統によるものとする。</p>  <p>4 (略)</p>	<p>気象台意見による修正</p>

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第7節 災害広報広聴計画</p> <p>地震災害時には、被災地住民をはじめとして町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。</p> <p>また、迅速、的確な地震情報、災害情報を広報し、災害の拡大防止、二次災害の防止に努めるとともに、広聴活動を展開して、被災住民等の動向と要望事項の把握に努めるものとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 広報担当班</p> <p>本部の広報を担当する班は、総務・<u>まちづくり</u>班及び<u>財務</u>班をもってあてる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第7節 災害広報広聴計画</p> <p>地震災害時には、被災地住民をはじめとして町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。</p> <p>また、迅速、的確な地震情報、災害情報を広報し、災害の拡大防止、二次災害の防止に努めるとともに、広聴活動を展開して、被災住民等の動向と要望事項の把握に努めるものとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 広報担当班</p> <p>本部の広報を担当する班は、総務・<u>住民活動</u>班及び<u>政策財務・契約財産</u>班をもってあてる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>組織改編</p>

新	旧	説明
<p>第8節 避難対策計画</p> <p>地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は次のとおりとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難措置における連絡及び協力</p> <p>1 (略)</p> <p>2 協力、援助</p> <p>美幌警察署長は、町長（総括：総務・<u>まちづくり</u>班、税務班）が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 避難所の設置</p> <p>1 <u>指定緊急</u>避難場所</p> <p><u>町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。</u></p> <p>2 <u>指定</u>避難所</p> <p><u>町長は、災害が発生した場合に避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者の避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定する。</u></p> <p><u>指定避難所は、原則として宿泊可能な耐火構造建築物とし、「美幌町地域防災計画」に定めるところによる。</u></p> <p>3 避難所の開設</p> <p>災害発生時には、本部長は速やかに避難所を指定し、施設管理者に解錠等の連絡を行うものとする。</p> <p>なお、緊急の場合においては、避難所の施設管理者は、本部長の連絡を待つことなく、自らの判断において、避難所を開設できるものとする。</p> <p>また、指定避難所が不足する場合や避難経路に危険がある場合は、一時的に避難する施設として美幌町集会室及びそれに準じる施設を「臨時避難所」として設けることができることとする。さらに、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>避難状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第8節 避難対策計画</p> <p>地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は次のとおりとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難措置における連絡及び協力</p> <p>1 (略)</p> <p>2 協力、援助</p> <p>美幌警察署長は、町長（総括：総務・<u>住民活動</u>班、税務班）が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 避難所の設置</p> <p>1 <u>一時</u>避難場所</p> <p><u>地震に伴う、大火災の発生、延焼拡大という最悪の状況を考え、町民が迅速、安全、容易に避難できる場所として、公園、グラウンド等の空地を一時避難場所として指定する。</u></p> <p>2 避難所</p> <p><u>地震が発生し、家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、又は居住することが不可能と認められる者を収容する施設として、避難所を開設する。</u></p> <p><u>避難所は、原則として宿泊可能な耐火構造建築物とし、「美幌町地域防災計画」に定めるところによる。</u></p> <p>3 避難所の開設</p> <p>災害発生時には、本部長は速やかに避難所を指定し、施設管理者に解錠等の連絡を行うものとする。</p> <p>なお、緊急の場合においては、避難所の施設管理者は、本部長の連絡を待つことなく、自らの判断において、避難所を開設できるものとする。</p> <p>また、指定避難所が不足する場合や避難経路に危険がある場合は、一時的に避難する施設として美幌町集会室及びそれに準じる施設を「臨時避難所」として設けることができることとする。さらに、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>避難状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>組織改編</p> <p>道防災計画に準じた修正</p> <p>文言整理</p>

美幌町地域防災計画【地震防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第13節 輸送計画</p> <p>地震災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員を移送及び救護若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速確実にこなうための計画は、次のとおりとする。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>災害時における輸送は、町長（<u>財務</u>班）が関係機関の協力を得て行う。</p> <p>第2 輸送の方法</p> <p>災害時の輸送は、次の種別のうち最も迅速、確実に輸送できる適切な方法により実施する。</p> <p>以下（略）</p> <p>第14節 食糧供給計画</p> <p>地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次のとおりとする。</p> <p>第1 主要食糧</p> <p>1 実施責任者</p> <p>町長（総括：<u>財務</u>班、担当：保健福祉班、学校給食班）が行う。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。</p> <p>以下（略）</p> <p>第16節 衣料・生活必需物資供給計画</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は次のとおりとする。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>町長（総括：総務・<u>まちづくり</u>班、担当：保健福祉班）は被災者に対して、被服、寝具、その他生活必需品の給与、又は貸与を実施する。</p> <p>なお、救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長（総括：社会教育班、担当：環境生活班）が行う。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第13節 輸送計画</p> <p>地震災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員を移送及び救護若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速確実にこなうための計画は、次のとおりとする。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>災害時における輸送は、町長（<u>政策財務・契約財産</u>班）が関係機関の協力を得て行う。</p> <p>第2 輸送の方法</p> <p>災害時の輸送は、次の種別のうち最も迅速、確実に輸送できる適切な方法により実施する。</p> <p>以下（略）</p> <p>第14節 食糧供給計画</p> <p>地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次のとおりとする。</p> <p>第1 主要食糧</p> <p>1 実施責任者</p> <p>町長（総括：<u>政策財務・契約財産</u>班、担当：保健福祉班、学校給食班）が行う。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。</p> <p>以下（略）</p> <p>第16節 衣料・生活必需物資供給計画</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は次のとおりとする。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>町長（総括：総務・<u>住民活動</u>班、担当：保健福祉班）は被災者に対して、被服、寝具、その他生活必需品の給与、又は貸与を実施する。</p> <p>なお、救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長（総括：社会教育班、担当：環境生活班）が行う。</p> <p>以下（略）</p>	<p>組織改編</p>